



4 不法投棄について

「廃棄物処理法」では、何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならないと規定されています。しかし、実際は依然として不法投棄が後を絶ちません。熊本県内でも年間150件以上もの不法投棄が発見されています。廃棄物をみだりに捨てたり、埋め立てたり、野外で焼却することは法律違反です。

美しく、快適で住みやすい熊本県づくりのために、みんなで廃棄物の不法投棄をなくすよう、努力することが大切です。



熊本県では、不法投棄等の一掃を目指して、以下のような取り組みを行っています

不法投棄監視指導員制度

不法投棄等監視の強化を図るため、県内10カ所の保健所に配置しています。

航空機による空からの監視

航空機を利用して立入困難な山間部等を中心に上空からの監視を行っています。

県民からの情報提供

県民からの不法投棄に関する情報は、早期発見、改善指導などに非常に役立っています。

また、県では「廃棄物110番」を設置し、情報収集体制を充実させています。